記

確認された日本工業規格
建築のベーシックモデュール　A0001
建築モデュール用語　A0002
建築公差　A0003
建築のモデュラーコーディネーション　A0004
の原則
建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法（落砂法）　A1452
建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法（研摩紙法）　A1453

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、KDDI労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成22年3月26日以降、同組合の組合員が従事する株式会社KDDIテクニカルエンジニアリングサービスの全職場（北海道、宮城県、栃木県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、山口県、香川県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成22年3月25日

厚生労働大臣　長妻　昭

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年三月二十五日

北海道経済産業局長　柚原　一夫

一　件名　釧路ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年四月二十日　午後二時三十分から

三　場所　釧路市観光国際交流センター　二階視聴覚室（釧路市幸町三丁目三番地）

四　事案の要旨

1　釧路ガス株式会社の熱量変更終了に伴う総原価見直し（ガス料金を四・四四％引き上げる。）及び原料費調整制度の廃止に伴う一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び釧路ガス株式会社（釧路市寿四丁目一番二号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「釧路ガス株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十二年四月五日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「釧路ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十二年四月五日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿
（ふりがな）
届出者　氏　名　（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

釧路ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年三月二十五日

近畿経済産業局長　深野　弘行

一　件名　敦賀ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年四月十六日　午後二時から

三　場所　敦賀商工会議所（福井県敦賀市新和町一丁目二丁目一番四号）

四　事案の要旨

1　供給区域の変更（福井県敦賀市新和町一丁目及び新和町二丁目の区域の減少）に係る一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課及びガス事業課（大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）並びに敦賀ガス株式会社（福井県敦賀市津内町一丁目十四番地の二）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した近畿経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「敦賀ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年四月一日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、近畿経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、往復はがき（住所、氏名及び「敦賀ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年四月一日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

近畿経済産業局長　殿
（ふりがな）
届出者　氏　名　（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

敦賀ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。